

可児市地域公共交通計画（R9～）について

Ⅰ 概要

(1) 計画の位置付け

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する法定計画」

可児市市政経営計画、可児市総合戦略、第3次可児市都市計画マスタープラン（令和9年3月策定予定）などとの整合を図り、可児市の公共交通施策の取り組み方針を明らかにする。

(2) 計画の区域

可児市全域。隣接市町との公共交通の相互連携等は個別に協議・調整を図る。

(3) 計画の期間

令和9年度から13年度までの5年間（期間内でも環境の変化や施策の進捗状況により随時見直す。）

2 計画策定の流れと計画の方向性

(1) 計画策定の流れ

R6 事前準備（計画全体の方向性や進め方の確認）

R7 基礎調査（課題の明確化、実施事業の洗い出し等）

R8 計画策定（アクションプランの策定、パブコメ等）

(2) 計画の方向性

市政経営計画に沿った構成（資料2-2）

(3) 計画策定に向けた調査内容

①可児市の実情を踏まえた課題の洗い出し

R5年度に実施した中間評価で市民アンケート等を実施…そこからみえる課題の抽出
地域で開催する乗り方講座等での意見聴取・集約

②人流データの分析と類推

- 利用者の移動パターン（移動の起点と終点（ODデータ）と移動手段や経路選択の傾向）。
- 需要の把握（ピーク時の利用状況）
- 利用者属性（年齢・性別・職業）
- 地域特性との関係（人口密度や居住地分布）
- 移動時間と距離（平均移動時間等）